

令和6年川南町教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年6月27日(木) 午前9時30分～午前10時45分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター2階 教育委員室
- 3 出席者 長曾我部敬一教育長、川添健一教育長職務代理者、本多京子委員、
椎木祐司委員
- 4 欠席委員 内倉由美子委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、村中田博教育対策監、橋口実課長補佐、
古小路祐一郎指導主事

6 議 事

○教育長

内倉由美子委員から病気のため欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

ただ今から令和6年川南町教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより椎木祐司委員を指名します。

○椎木委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり承認することに決定しました。前回定例会で会議録署名委員に内倉委員を指名していましたが、本日欠席となっておりますので、川添委員に会議録署名をお願いします。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。6月の報告事項でございます。主なものを報告します。まず、6月1日は県民総合スポーツ祭開会式に参加してきました。3日が定例庁議、4日は教科書採択会議に参加しました。7日から6月議会が開会し、一般質問、議案質疑等に対応しました。18日に閉会しています。19日は学校給食理事会。21日は租税対策協議会の総会に参加しました。24日は川南湿原の除草作業を行っています。26日は東小学校の支援訪問、夜は川南小学校校区で中学校の意見を聞く会を行いました。教育委員の皆様には御参加ありがとうございました。本日、教育委員会定例会。29日は、川南ラグビーフットボールクラブの総会に参加予定です。次に7月の予定となります。1日は、川南町スポーツ推進委員連絡協議会、委嘱状交付式。3日が町校長会。7日は町PTA研究大会、午後からは家庭教育学級ミニバレーボール大会が行なわれます。10日は教科書採択会議。16日は国光原中の視察訪問が行われます。参加をよろしくをお願いします。18日は、宮崎県市町村教育委員会連合会理事会、19日に総会が行われます。川添職務代理者の出席をよろしくをお願いします。25日に教育委員会定例会を予定しています。30日は三大開拓地交流事業の出発式に参加します。

私からは以上です。

○課長

1 番目は、日本三大開拓地交流事業についてです。前回、御説明したとおりです。今週、28日金曜日の午後6時から総合福祉センターにて事前学習を実施します。

2 番目は、意見を聴く会です。6月26日（水）川南西地区コミュニティーセンターで実施し、教育委員の皆様にも御出席いただきました。

3 番目は、町議会6月定例会です。教育委員会関連は、元気なみやざきっ子食育推進事業の指定通知に伴う補正予算のみです。指定校が川南小学校で委託料が20万円となっております。

4 番目は、通山地区自治公民館の取組ですが、実施しましたと富山自治公民館長から御報告がありました。大変好評のようです。防災無線に関心を持って頂くことで、災害時に役立つものと思います。

以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況について報告いたします。

6月1日現在の児童生徒数は小学生727名、中学生419名、合計1,146名で、

5月1日から人数の増減はありません。また転出入もありません。

児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりません。

フロンティアルーム（適応指導教室）には、現在5名の児童生徒が通室しており、5月と変更ありません。

続きまして中学校教科用図書関連につきましては、お示している流れで順調に進んでおります。

5月30日の学校経営ビジョン説明会におきましては、校長先生の発表の後の活発な意見交換までご参加いただき、ありがとうございました。特にマイクロバスの件など、解決に至ったことを御報告いたします。

また学校経営案が届きました。校長会でも時代に合っていない表現などにつきましても定期的なアップデートについて依頼します。学校経営の方針について、ビジョン説明会でもありましたが、学校支援訪問や視察訪問においても活用しますのでその都度該当するものを御準備いただきますとありがたいです。

続きまして校長会でお願いしたことなどをお知らせいたします。

NFにつきましては昨年度も見直しが図られておりますが、部会を連携させる取組や会のあり方などについて改善も提案しているところであります。

8月20日午後の研修会については「クラウドの活用を通じた働き方改革」などの内容を古小路指導主事が担当する方向で依頼があったところです。

学校運営協議会につきましては、4月4日に開催しました学校運営協議会委員委嘱状交付式の際の私の説明資料を校長・教頭・教務主任の21名の先生方にもチームズで共有し、活用をお願いしているところです。

学校組織マネジメント訪問は、中部教育事務所より所長などとマネジメント担当の2名

が各学校へ訪問されます。教育委員会から私と指導主事が同席いたします。内容につきましては協議、そして校長先生の個人ミーティング、授業参観となっております。すでに国光原中と山本小学校は終了しました。残りの学校は7月以降に行われます。

働き方改革関連です。メールが届いたことのお礼や公印の省略、鑑文の廃止、学校にお伺いした時の湯茶などの飲み物の削減をお願いしました。

また学校経営ビジョン説明会でも話題になりました運動会・体育大会の期日については、別紙で今年度の県内の小中学校の実施予定日を参考にお示しております。熱中症のリスクの高い時期からの変更・見直しを来年度に向けて行っていただくようお願いしました。今年度の年間計画では、町の送別式が3月28日金曜日の定例会の午後に入っております。こちらにつきましては前日の27日木曜日に前倒しできないかと校長会で協議しました。25日に小学校の卒業式、26日に修了式、その翌日の27日木曜日に実施する案です。異動される先生方の引っ越し等含め、少しでも早く新年度の準備などが進められるよう意見が出ているところであります。教育委員の皆様の了承が得られれば27日木曜日で準備を進めさせていただきたいと考えております。

続きまして生徒指導についてです。日常的に児童生徒の丁寧な観察をお願いしております。問題が発生した場合は即対応し、時系列で具体的に記録をお願いしております。またアンケート調査などの実施により、悩みやいじめなどの未然防止、早期発見・早期対応に努めていただいているところです。いじめに関しては、年度をまたいでしまい、解消の確認が難しい場合、引継ぎが上手くいってない場合も考えられることから、しっかりと状況を把握していただきたいと伝えております。なおフロンティアルームに5名の

児童生徒が登室しているとお伝えしましたが、定期的に管理職含め担任などが様子を見に来ていただいております。

ヤングケアラーやヤングケアラーではないかと疑われる児童生徒の把握につきましても、毎月学校より報告していただくこととなっております。現在小中学校でそのような児童生徒がおります。来月にとりまとめて報告いたします。

定期的に行われておりますアンケートの実施方法につきましては、学校で書かせずに持ち帰らせて書かせることで悩みを打ち明けやすくなったりします。他の自治体では、毎日の健康観察と同時に「心の天気」をタブレットで意思表示させたりして、子どもの体と心の様子を同時に把握することもしています。特に高学年や中学生において、学級全員の前で体や心の不調を言うことに抵抗がある場合、タブレットは効果的です。本心を把握しやすくなります。こちらについても町内で普及が図れるように努めてまいりたいと思います。

続きまして警察との連携についてです。可能な限り年度当初に管理職と生徒指導主事などが訪問や挨拶をし、名刺交換など含めて関係づくりを図っていただきたいとお願いしました。

いじめ・不登校対策委員会につきましても報告のみで終わってしまい、具体的な対策やもう一歩先の動きがないなど形骸化していないか、また年数回はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターや警察に同席依頼をすることについても校長会で話題にしました。また悪質ないじめや、ネットを介したトラブルなど判断に迷う場合は、わかり次第警察へ一報・相談することについても触れました。

続きまして自転車の運転についてです。ヘルメット着用が努力義務化されておりますが、宮崎県全体の着用率の低さがこれまでに報道されております。各学校においても危機感を持った対応をお願いしました。事故防止はもちろんですが、怪我の防止、そして後遺症が軽減されるということを含めて交通教室や学級活動、全校集会などあらゆる機会にヘルメット着用について触れていただくようお願いしました。あわせて県内のある小学校ではPTAが主体となり、学校と連携してヘルメットを販売したということも紹介をさせていただきました。

続いて危機管理についてです。水泳の学習が始まります。それにもなって事故防止について触れました。コロナ禍もあり、発達段階に応じた泳力が備わっていないことも考えられます。より実態に応じた指導や監視体制の強化をお願いしました。具体的には事前に映像で学習の流れや一連の動きについて理解すること、監視体制についてはプールの上から子どもたちの様子を監視する先生とプールの中で子どもたちを指導する先生の役割分担を行って複数体制で実施していただくことなどです。危機管理マニュアルに基づいて緊急時の連絡体制を確認するとともにトランシーバーなどをプールに持っていくこと、万が一の時には躊躇せずに救急車を呼ぶことなど、子どもたちの命を守ることを第一に考えた水泳指導をお願いしました。

また学習指導要領解説では、小学校高学年の体育の配当時間が90時間です。うち保健領域が8時間となっており、残りの82時間が運動領域となっております。一般的に小学校高学年の年間指導計画を確認すると82時間のうち、約10時間が水泳であります。学校規模にもよりますが、6月下旬や梅雨明けの7月から水泳を開始しても時数は十分

確保できると考えられます。2学期である8月後半にも水泳をしている他の自治体の学校もあると聞いております。条件の良い時期に効果的な指導をしていただくようお願いしました。早く始めるほど、薬品管理、水質管理、水温が低い中での指導などリスクや担当者の負担が増えることが予想されます。

熱中症対策についてです。熱中症アラートやこういった数値の場合に危険なのか、酷暑で危険な状態において、外で活動することの危険性なども確認をお願いしました。心肺蘇生法やAEDの使用関連についても、研修動画の活用や実際の体験の必要性にも触れました。

またフレックスタイムの検討もお願いし、涼しい時間帯での部活動なども他の自治体での例として紹介させていただきました。

ふるさと川南の教育についてです。平成28年より8年間全60数ページが町のホームページにアップされております。この中には学校教職員や教育課の職員の氏名も入っております。また4月以降でないといけない児童生徒数や学級編制、学校経営方針や研究関連など、年度をまたいで作成する形式であります。そこで3月までに決裁済みのものとなる方針や実施事項、考え方、政策、重要事項、具体的政策と担当係、ポンチ絵等で作成できる20数ページのものに変更しました。現時点版をお配りしておりますが、整合性が図れていない部分の整理・見直しなどが必要となっております。現在、担当係で確認を行っております。なお、昨年度まで「ふるさと川南の教育に関する調査」を学校と小学校6年生・中学校3年生などを対象にして、学校に依頼する形で実施していましたが、毎年4月に行われます全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙など

の結果を活用し、県や全国との比較や分析を行い、施策の改善に努めてまいります。

なお、学校から報告のあった研究内容は次のページにあります。

教育委員の皆様の間年計画については、前回より支援・視察訪問の学校・期日を追記しております。また先ほど申しました12ページのスライドにあります。3月28日(金)の定例会や送別会については27日(木)の前日に変更することができないか御検討いただければと思います。

13ページは管理職関連の間年計画です。前回より校長会の会場を追記しております。

14ページは校長会において、教職員等の綱紀の保持及び服務規律の徹底について再度お願いしたことです。

特に今回は事故や違反に関して、どんな通知が出ているのか、どういった場合にどんな報告が必要なのか、職員に周知・確認するよう依頼しました。

15ページは意識啓発のあり方として、新聞やネットの記事になっている内容の取扱いについて「対岸の火事ではない」「明日は我が身」という危機意識を持っていただきたいという話を改めてしました。法的な思考であるリーガルマインドも必要となります。

最後に参考として他の自治体の働き方改革の例になります。長期休業中やテスト期間中などを中心にフレックスタイムを導入し、効果をあげている例、TPOに応じて服装を選択する「スマートカジュアル」、長期休業中などに「ランチミーティング」を推奨、勤務時間外にPTAの会など業務に係る会議に出た場合の「振替の推奨」、4月の始業日をこれまでより2日遅らせ、年度初めに十分な引き継ぎや準備を行った上で児童生徒を迎え入れる、夏季休業中の閉庁日を県立学校に準じて8月10日から16日に設定、児童

生徒はもちろん教職員も「登校や出勤可能時刻の設定」、集金業務に係る「自動引き落とし等の推進やネットバンキングの活用」など様々です。

パブリッククラウドなどによる情報共有は川南町でも推進しているところです。校長会でも話題にしておりますが、現場からのボトムアップでの提案も期待されるところです。

今後も他の自治体の状況も鑑みながら、全ての教職員が輝き、子ども達としっかり向き合える学校への転換を目指して行きたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

湿原作業の状況はいかがだったでしょうか。

○課長補佐

雨の中での作業となりましたが、カンカン照りよりかは作業がしやすかったのではな
いかと思います。担当者も言っていましたが、これまでの除草作業の成果が出始めたの
か、水草の量が減ってきているように感じました。

○川添委員

水泳の指導についてお聞きします。先生方は、水泳の授業には相当気を使われている
と思いますが、どのような指導内容でしょうか。

○教育対策監

学習指導要領解説体育編においても小学校高学年であれば、25～50m程度を目安

にしたクロールまたは平泳ぎ、10～20秒程度を目安にした背浮きなどの泳法が示され、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐことなどの技能を身に付けるよう指導することとなっております。各学校におきましては泳力調査などが行われております。

「楽しい水遊び」など、県スポーツ指導センターが体育・保健体育指導に関する研修を実施しており、各学校に案内されております。

○川添委員

教員が不足していると聞きます。教員を目指す者も減ってきているようです。これを改善するには、教員の処遇を改善する必要があると思いますが、現在、国や県、他自治体ではどのような議論が行われているのでしょうか。

○教育対策監

先生方の働き方改革につきましては県教育委員会でも様々な取組がなされております。

町教育委員会としましても学習支援員やスクールサポートスタッフ、事務補助員など人的な配置をしております。

また、時代に応じて学校管理規則などの仕組みをアップデートすること、さらに学校の事務業務をデジタル化することによって、教職員の業務効率化を実現することを目的とした校務DXを推進しているところであります。

結果的に教職員が本来の業務である教育活動に専念できる時間を増やし、児童生徒や教職員のウェルビーイングにつながるよう継続して改革を進めてまいります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○椎木委員

数点質問させていただきます。

1点目です。三大開拓地交流事業の参加児童向けに事前学習と直前学習とありますが内容を教えてください。

2点目、いじめについて現状を把握されているのか教えてください。

3点目、自転車のヘルメット着用が努力義務になりましたが、各校の取組状況、把握されていれば着用率を教えてください。

4点目、中学校の水泳について、中学生は多感な年頃になりますので、これまで同様男女混合でいいものなのかと考えますがいかがですか。

○課長

私からは、三大開拓地交流事業についてお答えします。学習の内容については、川南町の歴史、産業等、川南町のことを学んだ上で交流事業に臨むことになっています。各自で調べてきたものを出し合い、まとめていく作業になります。

○教育対策監

いじめについては、認知件数や解消数など毎月学校より報告が届いております。次回の定例会において資料を基に説明させていただきます。

ヘルメット着用率につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、各学校では、交通教室や学級活動、全校集会等あらゆる機会に指導が行われております。NFの生徒指導部会におきましても、「ヘルメット みんなを守る 救世主」というのぼり旗を作成

し、各学校の廊下などに設置するなどして、啓発をしています。

男女共習につきましては、学習指導要領において体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められております。その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切とされています。このようなことから、水泳の学習においても男女共習で実施されております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○本多委員

最近では、登下校時だけでなく土日に私服でもヘルメットを着用している姿を見かけるようになりました。報告です。

○教育長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の解嘱について」及び専決第2号「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、川南町学校給食共同調理場運営協議会委員を解嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。

専決第2号は、川南町学校給食共同調理場運営協議会委員を委嘱するものです。内容は、記載のとおりとなります。専決第1号及び第2号は、役員改選により任期途中で交代となったものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求める

について」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第3号及び第6号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

専決第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、県費負担市町村職員の任免について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号「川南町社会教育指導員の解任について」及び専決第5号「川南町社会教育指導員の任命について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町社会教育指導員設置規則第4条の規定より川南町社会教育指導員を解任するものです。内容は、記載のとおりとなります。

専決第5号は、川南町社会教育指導員設置規則第4条の規定より川南町社会教育指導員を任命するものです。内容は、記載のとおりとなります。専決第4号及び第5号は、生涯学習係内で配置換えを行ったものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、議案第1号「川南町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町スポーツ推進委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により次の2名を新たに川南町スポーツ推進委員に委嘱するものです。委嘱期間は令和6年7月1日から令和7年6月30日までです。川南町スポーツ推進委員は、定員10名に対し7名でしたが、今回2名が加わり、9名体制となります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありません

か。

○川添委員

お二人の種目は何ですか。何歳ぐらいですか。

○課長

ボクシングとサッカーです。お二人とも40代です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第2号「辞令発令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「辞令発令について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、7月1日付の人事異動で職員1名が町長部局より教育委員会へ異動となるため辞令を発令するものです。学校教育係が1名欠員となっておりますので、補充される形となります。当該職員は休職中でありますので、復帰先が学校教育係ということになります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

復帰の時期は決まっているのですか。

○課長

現時点では未定となっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「辞令発令について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

○椎木委員

確認ですが、3月の送別式、定例会の日程はどうしますか。

○教育対策監

送別式につきましては、まだ期間がありますので他の課とも連携して調整を図ってまいりたいと思います。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、7月25日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、7月25日木曜日午前9時30分から決定しました。これで、令和6年第6回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和6年7月25日

川南町教育委員会 教育長

長曾我部 敬一

川南町教育委員会 教育委員

椎木 祐司